**臨時的任用職員から引き続き採用された場合の年次有給休暇について**H29.2.23嶺北事務職員会資料

**１　人事異動通知書について**

　発令期間が3月31日まで延長される。

**２　4月1日の年次有給休暇について**

**（１）4月1日採用者の付与日数**

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第13条第1項第2号」及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第10条第2項第1項」の規定により**8日**となる。

**（２）運用通知**

「平成6年12月21日付け6教義第993号「年次有給休暇、介護休暇等について（通知）」２年次休暇　（１）年次有給休暇　②

　1月1日から6月30日の間に臨時的任用職員として採用された者が、当該年に引き続き正規の職員として採用された場合に付与される年次有給休暇の日数は臨時的任用職員として採用された日に正規の職員として採用されたものとした場合に付与される年次有給休暇の日数から臨時的任用職員として使用した年次有給休暇の日数を減じた日数とすること。

※年休の「一の年」が1/1～12/31であったときの通知

**C:\Users\RC-T008\Desktop\school07\school07.wmf**

【参考】講師の年休の計算

臨時的任用期間の月数に1.6を乗じた数

※1に満たない日数は、15日以上を1月として取り扱う。

※1未満の端数は切り上げ

**３　上記を踏まえた計算例**

**（例１）**

　　・１0月１日～3月28日まで臨時的任用職員として採用

　　・４月１日に正規の職員として採用

　　・１月１日～３月31日までに使用した年次有給休暇　1日

　――＜計算＞――

　　1月1日に正規の職員として採用されたものとした場合の付与日数　→　13日・・①

　　1月1日～３月31日までに使用した年次有給休暇　1日・・・・・・・・・・・・②

　　①　－　②　＝　**12日**（4/1～8/31に使用できる）

**（例2）**

　　・１0月１日～3月28日まで臨時的任用職員として採用

　　・４月１日に正規の職員として採用

　　・１月１日～３月31日までに使用した年次有給休暇　10日

　――＜計算＞――

　　1月1日に正規の職員として採用されたものとした場合の付与日数　→　13日・・①

　　1月1日～3月31日までに使用した年次有給休暇　 10日・・・・・・・・・・・②

　　①　－　②　＝　**~~3日~~　8日**（4/1～8/31に使用できる）

**C:\Users\RC-T008\Desktop\moji03\moji03.wmf**

　8日を下回る場合は、8日が付与される。これは、本来4月採用の場合に付与される日数が8日となるため、その日数を保障したもの。

最終確認：平成26年度　高知県教育委員会事務局教職員・福利課人事企画担当